入 所 利 用 料 金 一 覧 表

1. 介護度別の利用料: (単位:円)

介	介護度		一日あたり	概ね月額 (30日)	備考(加算関係など)
	要介護 1	個 室	669	20, 070	①栄養マネージメント強化加算として、一日あたり11円が含まれます。
護	安川茂	多床室	779	23, 370	②サービス提供体制強化加算として、一日あたり18円が含まれます。 す。
保	要介護 2	個 室	764	22, 920	(金) おいまな見な過ぬき加昇(と、 30) が加昇されより。 (名また疾病により食事に制限がある方は、療養食加算として 1 食あたり6 円含まれることがあります。
険	要介護 2	多床室	875	26, 250	⑤入所後30日間に限って、初期加算として一日あたり30円含まれます。
-	要介護 3	個 室	972	29, 160	(⑥外泊された場合には、外泊初日と最終日以外は左記の日額に代えて362円となります。なお、居住費を利用者負担区分により徴収しさせていただきます。
割	女月段 3	多床室	1, 082	32, 460	⑦食費については一日(朝・昼・夕)の計算になります。 ③入所者の同意のもと、退所後の主治医や社会福祉施設等に対する
負	要介護 4	個室	1, 059	31, 770	診療情報提供を行った場合や、居宅介護支援事業者に対して居宅 サービス利用に関して情報提供を行った場合はそれぞれ500円含 まれることがあります。
担	女月 设 4	多床室	1, 170	35, 100]まれることがありまり。 ⑨排せつ支援加算として、1月につき10円加算されます。 ⑩褥瘡対策管理指導として、一日あたり6円が含まれます。
	要介護 5	個 室	1, 138	34, 140	⑪短期集中リハビリテーションとして、1月に240円が加算されます。
額	女月改 3	多床室	1, 249	37, 470	

※上記料金は一割負担の場合です。二割負担、三割負担(30年8月~)の利用者様は倍額、または3倍の額とな

2. 食費

	対 象 者	区	分	日	額	概ね月額(30日)
	生活保護受給者	利用者負担 第一段階		300	9, 000	
市町皿	老齢福祉年金受給者			000		
1 TP	課税年金収入額と合計所得	利用者負担		390	11, 700	
村民税 _非	金額の合計が80万円以下の方	第二	段階	390	11, 700	
非課税	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担 第三段階		650	19, 500	
税	果税年金収入が80万円超266万円未満の方等				000	19, 500
	上記以外の方		考負担 段階	1	1, 700	51, 000

3. 居住費

	対 象 者	区	分	日 額	概ね月額(30日)
	生活保護受給者	利用者負担	個 室	490	14, 700
市	老齢福祉年金受給者	第一段階	多床室	0	0
町村民税非課税世帯全員が	課税年金収入額と合計所得	利用者負 担	個 室	490	14, 700
	金額の合計が80万円以下の方	第二段階	多床室	370	11, 100
	利用者負担第2段階以外の方	利用者負担	個 室	1, 310	39, 300
税	果税年金収入が80万円超266万円未満の方等		多床室	370	11, 100
上記以外の方		利用者負担	個 室	1, 668	50, 040
		第四段階	多床室	377	11, 310

4. その他の料金

利		理	髪	代		2, 200	1回(基本⇒第2・第4月曜日の月2回)
用用	私	物電	気	使 用	料	55	電気器具の持ち込み1種類1日につき (消費税含む)
	私	物	洗	濯	代	5, 500	月途中の入退所の場合1日につき183円
料	各	種	文	書	料	実費	周防大島町病院等事業使用料及び手数料徴収条例による